

---

# 第 I 部

# 総説

---

市章



昭和26年1月22日制定

宇治の「宇」の字を図案化したものです。

# 第 部 総説

## 第 1 章 宇治市の概要

### 1 地勢等

宇治市は、昭和 26 年 3 月に久世郡宇治町、宇治郡東宇治町、久世郡槇島村、久世郡小倉村、久世郡大久保村の 2 町 3 村が合併して市制を施行しました。

市域は東部の醍醐山地、中央部の山麓丘陵地帯、西部の沖積低地の 3 地域に区分することができ、林野面積が市域の過半数を占めています。さらに市の中央部を宇治川が流れ、山麓丘陵地帯と沖積低地に広がる市街地を二分しています。

交通網としては、京滋バイパスや市の西部を南北に縦断する国道 24 号線、市の中心部を通る J R、京阪、近鉄などがあり、これらを中心として、バス路線や地方道が張り巡らされています。

### 2 位置及び人口

京都盆地の東南部に位置し、京都市や大津市などと隣接し、京都へ 15 分、大阪へは 1 時間弱という近距離にあります。人口は約 19 万人、京都府では京都市に次ぐ第 2 の都市です。

表 1-1-1 宇治市の位置及び人口

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

| 位置      |        | 広ぼう    |        | 海拔   |     | 面積                   | 人口        | 世帯数       |
|---------|--------|--------|--------|------|-----|----------------------|-----------|-----------|
| 東経      | 北緯     | 東西     | 南北     | 最高   | 最低  |                      |           |           |
| 135°48' | 34°53' | 10.0km | 10.7km | 590m | 10m | 67.54km <sup>2</sup> | 186,657 人 | 83,759 世帯 |

資料：人口・世帯数は住民基本台帳等より

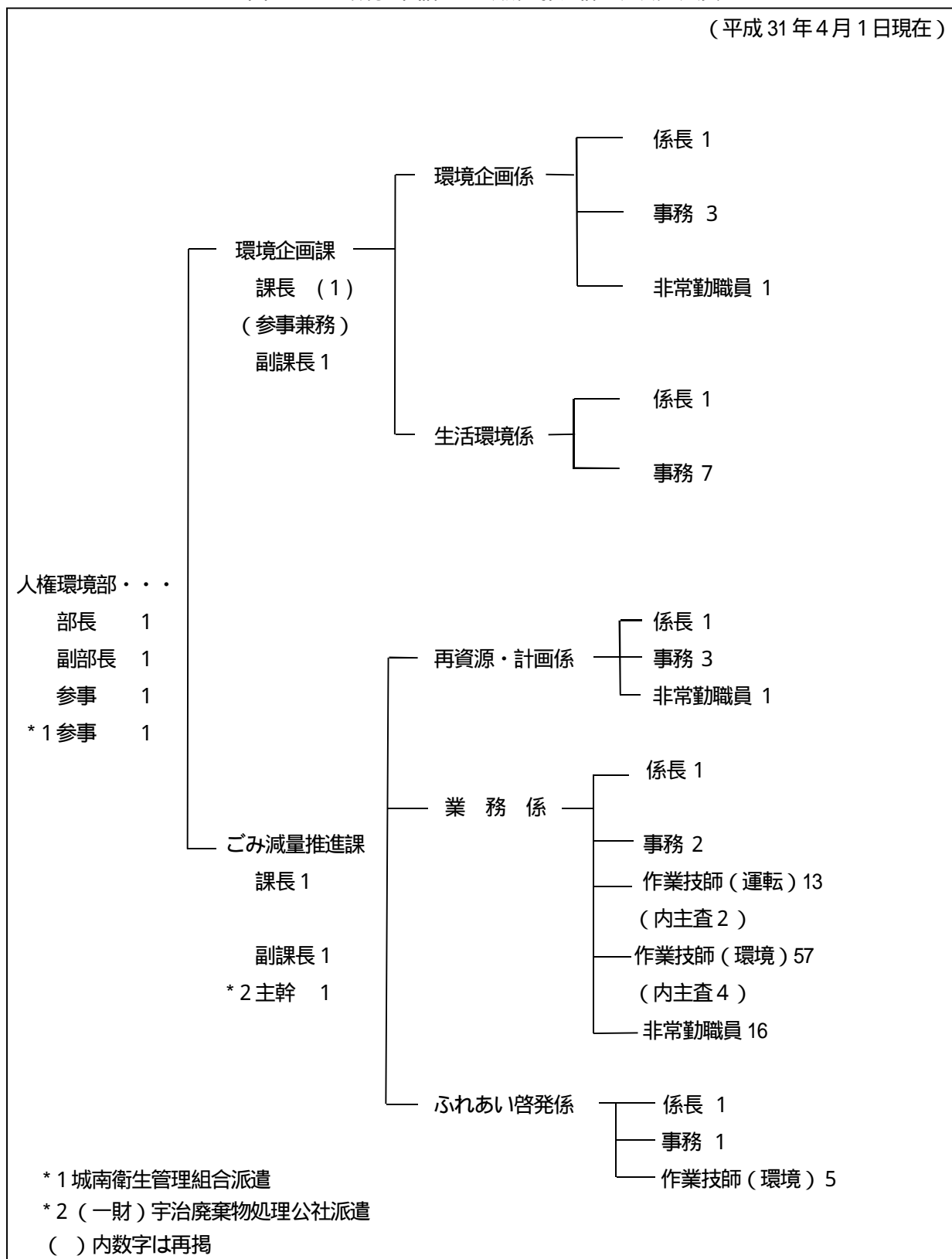
図 1-1-1 宇治市の位置図



## 第2章 環境企画課・ごみ減量推進課の機構・事務分掌

### 1 組織・人員

図1-2-1 環境企画課・ごみ減量推進課の組織・人員



## 2 事務分掌

表 1-2-1 環境企画課・ごみ減量推進課の事務分掌

|         |         |  |
|---------|---------|--|
| 環境企画課   | 環境企画係   | <p>環境保全審議会に関すること<br/> 環境保全連絡調整会議に関すること<br/> 宇治市環境保全基本条例(昭和51年宇治市条例第29号)に関すること<br/> 環境啓発に関すること<br/> 地球温暖化対策に関すること<br/> 環境マネジメントシステムに関すること<br/> その他地球環境問題に関すること</p>  |
|         | 生活環境係   | <p>宇治市ラブホテル建築等規制条例(昭和59年宇治市条例第19号)に関すること<br/> あき地の雑草等の除去に関すること<br/> そ族及び衛生害虫の駆除に関すること<br/> 墓地等に関すること<br/> 墓地公園の運営に関すること<br/> 斎場に関すること<br/> 環境美化の推進に関すること<br/> 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づく周辺の生活環境の保全に係る措置の協力に関すること<br/> 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく犬の登録及び狂犬病の予防注射の注射済票に関すること<br/> 一般財団法人宇治市霊園公社に関すること<br/> 水道法(昭和32年法律第177号)に基づく専用水道及び簡易専用水道に関する事務(宇治市水道事業管理者に対する事務委任規則に基づき委任する専用水道及び簡易専用水道に関する事務を除く)に関すること<br/> 飲用井戸に関する事務(公共井戸取締条例(昭和24年京都府条例第14号)に基づく公共井戸に関する事務を除く)及び専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模受水槽に関すること<br/> 公害対策に関すること<br/> 地上デジタルテレビジョン放送の難視聴地域への対応に関すること<br/> 浄化槽の設置等の届出に関すること<br/> 浄化槽設置整備事業補助金に関すること<br/> その他環境保全及び環境衛生に関すること<br/> 課の庶務に関すること</p> |
| ごみ減量推進課 | 再資源・計画係 | <p>城南衛生管理組合との連絡調整及びし尿収集に係る受託窓口事務に関すること<br/> 一般廃棄物処理手数料の調定及び収納に関すること<br/> 一般廃棄物に係る処理、調査及び統計に関すること<br/> 一般廃棄物(し尿を除く)の減量化及び再資源化に関すること<br/> その他一般廃棄物の処理及び清掃に関すること<br/> 課の庶務に関すること</p>  |
|         | 業務係     | <p>一般廃棄物(し尿を除く)の収集、運搬及び処理に関すること<br/> 城南衛生管理組合との連絡調整に関すること</p>  |
|         | ふれあい啓発係 | <p>廃棄物(し尿を除く)の処理対策に係る企画及び啓発に関すること<br/> 廃棄物(し尿を除く)の不法投棄の防止及び啓発に関すること<br/> 廃棄物(し尿を除く)の処理対策に係る広報に関すること</p>  |

# 第3章 環境保全事業の概要

## 1 環境行政の推移

表 1-3-1 宇治市の環境行政の推移

|             |  |
|-------------|--|
| 明治 30 年 4 月 | 伝染病予防法制定   |
| 大正 15 年     | (旧)火葬場設置   |
| 昭和 2 年 4 月  | (旧)火葬場運営開始   |
| 23 年 5 月    | 墓地、埋葬等に関する法律制定   |
| 25 年 8 月    | 狂犬病予防法制定   |
| 26 年 6 月    | 宇治市有共同墓地使用料条例制定<br>宇治市火葬場使用料条例制定   |
| 32 年        | 宇治市環境衛生連合会結成   |
| 39 年 3 月    | 宇治市有共同墓地使用料条例を宇治市有共同墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正<br>宇治市火葬場使用料条例を宇治市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正 |
| 42 年 8 月    | 公害対策基本法制定  |
| 43 年 4 月    | 水質保本法に基づく水域指定(宇治川水域)   |
| 6 月         | 大気汚染防止法制定<br>騒音規制法制定   |
| 45 年 9 月    | 水質環境基準の水域類型指定(宇治川)   |
| 12 月        | 水質汚濁防止法制定  |
| 46 年 3 月    | 京都府公害防止条例制定  |
| 6 月         | 悪臭防止法制定  |
| 7 月         | 環境庁設置  |
| 10 月        | 動物の飼養管理に関する条例制定(京都府)   |
| 47 年 6 月    | 自然環境保全法制定  |
| 48 年 6 月    | 環境週間設定(環境庁)  |
| 9 月         | 動物の保護及び管理に関する法律制定  |
| 10 月        | 瀬戸内海環境保全臨時措置法制定<br>公害健康被害の補償等に関する法律制定  |
| 50 年 7 月    | 宇治市あき地の雑草等の除去に関する条例制定  |
| 51 年 6 月    | 振動規制法制定  |
| 7 月         | 宇治市環境保全基本条例制定  |
| 11 月        | 市民経済部公害交通対策課から生活環境部環境保全課に課名変更  |
| 52 年 7 月    | 宇治市火葬場の設置及び管理に関する条例を宇治市営火葬場の設置及び管理に関する条例に全部改正                                    |
| 53 年 6 月    | 瀬戸内海環境保全特別措置法制定  |
| 54 年 9 月    | 宇治市名木百選選定委員会設置   |
| 56 年 6 月    | 環境月間設定(京都府)<br>公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律制定   |

|             |   |
|-------------|---|
| 昭和 56 年 7 月 | 斎場問題懇談会設置   |
| 57 年 5 月    | トビケラ・毛虫駆除の薬剤散布を開始   |
| 9 月         | 京滋バイパス環境保全協定締結  |
| 58 年 3 月    | 京都地域公害防止計画策定（昭和 57 年度から昭和 61 年度までの 5 年間）<br>宇治市簡易水道事業の設置等に関する条例制定 |
| 59 年 3 月    | 宇治市ラブホテル建築等規制条例制定<br>宇治市営火葬場の管理及び運営に関する条例廃止<br>宇治市斎場条例制定          |
| 4 月         | 宇治金井戸に（新）斎場設置   |
| 10 月        | 宇治市簡易水道事業等給水条例制定  |
| 63 年 3 月    | 京都地域公害防止計画策定（昭和 62 年度から平成 3 年度までの 5 年間）                           |
| 4 月         | 吹前・福角大気観測局設置  |
| 8 月         | 京滋バイパス供用開始に伴い市庁舎に大気観測中央局(テレメーター)室を設置                              |
| 平成元年 3 月    | 宇治市墓地公園基本計画策定   |
| 4 月         | 環境保全課に緑化係を設置  |
| 5 月         | 京都府環境影響評価要綱策定   |
| 9 月         | 市内のゴルフ場 3 箇所と農薬使用に関する協定を締結  |
| 2 年 4 月     | 第 1 回宇治花と緑のキャンペーン開催（市役所周辺）  |
| 9 月         | 環境庁企画調整局に地球環境部を設置<br>宇治川流域河川環境改善振興大会開催（宇治市文化センター）                 |
| 11 月        | 第 1 回宇治市緑化フェア・プレ植樹祭開催（宇治市文化センター）                                  |
| 3 年 3 月     | 宇治市墓地公園事業特別会計条例制定   |
| 4 年 3 月     | 宇治市墓地公園条例制定   |
| 7 月         | 財団法人宇治市霊園公社設立   |
| 9 月         | 宇治市天ヶ瀬墓地公園供用開始  |
| 5 年 3 月     | 宇治市緑化推進計画・緑化基本計画策定<br>京都地域公害防止計画策定（平成 4 年度から平成 8 年度までの 5 年間）      |
| 11 月        | 環境基本法制定   |
| 7 年 1 月     | 宇治市天ヶ瀬墓地公園管理棟完成   |
| 3 月         | 宇治市天ヶ瀬墓地公園和風庭園完成<br>宇治市緑化推進計画・前期緑化実施計画策定                          |
| 8 年 3 月     | 宇治市飲料水供給施設の設置等に関する条例制定  |
| 4 月         | 宇治市有共同墓地の設置及び管理に関する条例廃止   |
| 6 月         | 環境月間記念キャンペーン開催  |
| 10 月        | 宇治市植物公園開園   |
| 9 年 3 月     | 宇治川周辺地域植栽基本計画策定   |
| 9 月         | 市民ボランティア植物調査会開催   |
| 12 月        | 名木百選第 2 次選定委員会設置  |
| 10 年 2 月    | 京都地域公害防止計画策定（平成 9 年度から平成 13 年度までの 5 年間）                           |
| 4 月         | 生活環境部環境保全課から市民環境部環境政策室環境企画課に課名変更                                  |
| 10 月        | 大気観測局吹前局休止<br>緑地係を公園緑地課へ移管  |

|              |  |
|--------------|--|
| 平成 10 年 10 月 | 地球温暖化対策の推進に関する法律制定<br>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律制定   |
| 11 年 3 月     | 宇治市飲料水供給施設事業分担金徴収条例制定  |
| 4 月          | 伝染病予防法廃止   |
| 10 月         | 宇治市環境美化推進条例制定  |
| 12 月         | 動物の保護及び管理に関する法律を動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正   |
| 12 年 3 月     | 宇治市環境保全計画策定  |
| 13 年 2 月     | 宇治市地球温暖化対策実行計画策定   |
| 6 月          | 庁内不法投棄等対策連絡会の設置  |
| 14 年 2 月     | ISO14001 認証取得  |
| 15 年 2 月     | 京都地域公害防止計画策定(平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間)   |
| 8 月          | 京滋バイパス環境保全協定締結   |
| 17 年 12 月    | 京都府地球温暖化対策条例制定   |
| 18 年 2 月     | 宇治市地球温暖化対策実行計画(第 2 期計画)策定  |
| 19 年 8 月     | 宇治市斎場新葬祭棟設置  |
| 20 年 3 月     | 京都地域公害防止計画策定(平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間)<br>宇治市地球温暖化対策地域推進計画策定                               |
| 11 月         | 第 1 回宇治環境フェスタ開催  |
| 21 年 2 月     | 宇治市地球温暖化対策実行計画(第 3 期計画)策定  |
| 3 月          | 宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議設立   |
| 24 年 3 月     | 京都地域公害防止計画策定(平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間)  |
| 25 年 3 月     | 宇治市第 2 次環境保全計画策定<br>宇治市第 2 次地球温暖化対策地域推進計画策定<br>宇治市地球温暖化対策実行計画(第 4 期計画)策定                     |
| 4 月          | ISO14001 自己適合宣言  |
| 26 年 4 月     | 組織機構変更により環境政策室を廃止  |
| 27 年 3 月     | 宇治市簡易水道事業の設置等に関する条例等廃止<br>宇治市簡易水道事業等給水条例廃止<br>宇治市飲料水供給施設の設置に関する条例廃止<br>宇治市飲料水供給施設事業分担金徴収条例廃止 |
| 30 年 3 月     | 宇治市地球温暖化対策実行計画(第 5 期計画)策定<br>ISO14001 による環境マネジメントシステムの運用終了                                   |
| 30 年 4 月     | 宇治市環境アクション(UA)を策定し、運用開始  |

## 2 委員会・審議会・その他

表 1-3-2 委員会・審議会等の推移

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| 昭和 45 年 9 月 | 市議会に公害対策特別委員会を設置    |
| 46 年 2 月    | 宇治市公害対策審議会を設置       |
| 52 年 5 月    | 市議会に市民環境常任委員会を設置    |
| 9 月         | 宇治市環境保全審議会を設置       |
| 57 年 7 月    | 宇治市環境保全連絡調整会議を設置    |
| 昭和 60 年 8 月 | 宇治市ラブホテル建築等規制審議会を設置 |

|              |   |
|--------------|---|
| 平成 10 年 10 月 | 環境保全審議会に環境保全計画専門部会を設置(宇治市環境保全計画策定後解散)                       |
| 平成 19 年 5 月  | 環境保全審議会に地球温暖化対策地域推進計画専門部会を設置(宇治市地球温暖化対策地域推進計画策定後解散)         |
| 24 年 7 月     | 環境保全審議会に専門部会を設置(宇治市第 2 次環境保全計画及び宇治市第 2 次地球温暖化対策地域推進計画策定後解散) |
| 28 年 6 月     | 宇治市天ヶ瀬墓地公園のあり方検討委員会を設置(平成 29 年 3 月 31 日までの任期満了後解散)          |

### 3 関係条例・規則等

表 1-3-3 関係条例・規則等の制定状況

|                             |                    |
|-----------------------------|--------------------|
| 宇治市あき地の雑草等の除去に関する条例         | 昭和 50 年 7 月 15 日制定 |
| 宇治市あき地の雑草等の除去に関する条例施行規則     | 昭和 50 年 7 月 15 日制定 |
| 宇治市環境保全基本条例                 | 昭和 51 年 7 月 15 日制定 |
| 宇治市環境保全審議会規則                | 昭和 52 年 9 月 5 日制定  |
| 宇治市環境保全連絡調整会議設置規則           | 昭和 57 年 7 月 30 日制定 |
| 宇治市ラブホテル建築等規制条例             | 昭和 59 年 3 月 31 日制定 |
| 宇治市ラブホテル建築等規制条例施行規則         | 昭和 59 年 3 月 31 日制定 |
| 宇治市斎場条例                     | 昭和 59 年 3 月 31 日制定 |
| 宇治市斎場条例施行規則                 | 昭和 59 年 4 月 20 日制定 |
| 宇治市墓地公園事業特別会計条例             | 平成 3 年 3 月 27 日制定  |
| 宇治市墓地公園条例                   | 平成 4 年 3 月 31 日制定  |
| 宇治市テレビジョン放送共同受信施設設置費補助金交付要綱 | 平成 4 年 6 月 20 日制定  |
| 宇治市墓地公園条例施行規則               | 平成 4 年 6 月 26 日制定  |
| 宇治市墓地公園墓所使用料資金融資あつ旋要綱       | 平成 5 年 11 月 26 日制定 |
| 宇治市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱         | 平成 9 年 4 月 1 日制定   |
| 宇治市環境美化推進条例                 | 平成 11 年 10 月 8 日制定 |
| 宇治市環境美化推進条例施行規則             | 平成 12 年 3 月 31 日制定 |
| 墓地等の経営の許可等に関する規則            | 平成 24 年 3 月 23 日制定 |



#### 4 環境保全に関する主な取組み

表 1-3-4 環境保全に関する主な取組み一覧（平成 30 年度）

| 月別 | 事業内容   |
|----|--|
| 通年 | 環境監視・発生源監視<br>排ガス監視測定局運営<br>犬の登録<br>あき地の雑草苦情対策<br>工場・事業場立入指導・調査<br>騒音・振動測定調査<br>宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議との協働事業<br>家庭用雨水タンク設置事業費補助金申請受付<br>家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金申請受付<br>浄化槽設置整備事業補助金申請受付 |
| 4月 | 狂犬病予防集合注射<br>宇治市環境アクション（UA）基本研修（管理職対象）<br>宇治市環境アクション（UA）基本研修（所属職員対象）<br>宇治市環境アクション（UA）基本研修（新規採用職員対象）<br>トビケラ・毛虫駆除の薬剤散布（1回目）<br>電撃殺虫器の稼働（4/20～9/28）<br>NO <sub>2</sub> 測定（簡易測定法）          |
| 5月 | 「省エネルギー対策強化月間（クールビズ）」実施（5/1～10/31）<br>市内中小河川水質測定調査<br>光化学反応・大気汚染緊急時体制（5/1～9/30）<br>自然環境保全水系水質測定・水生生物調査<br>工場・事業場排水測定調査   |
| 6月 | 工場・事業場排水測定調査<br>トビケラ・毛虫駆除の薬剤散布（2回目）<br>鉄道騒音・振動測定調査（7月まで）<br>京滋バイパス騒音・振動測定調査<br>環境月間街頭啓発活動<br>環境展開催（5/29～6/1）<br>市内支川・水路水質測定調査<br>夏至ライトダウン  |
| 7月 | 夏の節電の取組（7/1～9/30）<br>環境管理部会開催<br>犬の適正飼養推進連絡協議会総会<br>市内中小河川水質測定調査<br>NO <sub>2</sub> 測定（簡易測定法）<br>環境美化活動<br>セタライトダウン<br>第1回環境管理推進本部会議開催<br>酸性雨測定  |
| 8月 | 緑のカーテン・緑の棚コンテスト  |

|     |   |
|-----|---|
| 9月  | 工場・事業場排水測定調査<br>環境美化活動  |
| 10月 | 市内中小河川水質測定調査<br>NO <sub>2</sub> 測定（簡易測定法）<br>工場・事業場排水測定調査<br>酸性雨測定<br>京滋バイパス騒音・振動測定調査   |
| 11月 | 宇治環境フェスタ開催<br>道路騒音・振動測定調査（3月まで）<br>犬の適正飼養推進月間啓発広報（わんわんクリーンキャンペーン）<br>環境美化活動   |
| 12月 | 冬の節電の取組（12/1～3/31）<br>「ウォームビズの取組」実施（12/1～3/31）<br>工場・事業場排水測定調査<br>木幡池総合調査   |
| 1月  | 第2回環境管理推進本部会議開催<br>市内中小河川水質測定調査<br>河川底質金属測定調査<br>NO <sub>2</sub> 測定（簡易測定法）<br>ダイオキシン類調査（土壌・水質・底質・排水）<br>工場事業場排水測定調査<br>環境美化活動<br>ゴルフ場農薬測定調査 |
| 2月  | 第3回環境管理推進本部会議開催<br>環境管理推進本部長（市長）による見直し<br>酸性雨測定<br>市内支川・水路水質測定調査<br>工場事業場排水測定調査<br>「宇治市の環境」発行<br>公害防止協定事業場の燃料抜き取り調査（重油硫黄分調査）                |
| 3月  | 工場・事業場排水測定調査<br>環境美化活動  |

# 第4章 宇治市第2次環境保全計画

## 1 概要

宇治市環境保全計画は、宇治市環境保全基本条例に示された「市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための、良好な環境の保全及びその確保」を目指すため、平成12年に策定され、10年以上が経過しました。その間、地球温暖化や生物多様性へ関心の高まりなど、持続可能な発展に向けた社会づくりを目指す動きが活発化しています。こうした環境問題の変化を踏まえ、宇治市第5次総合計画に掲げられた、めざすべき都市像「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を環境の面で実現するため、平成25年3月、新たに宇治市第2次環境保全計画を策定しました。

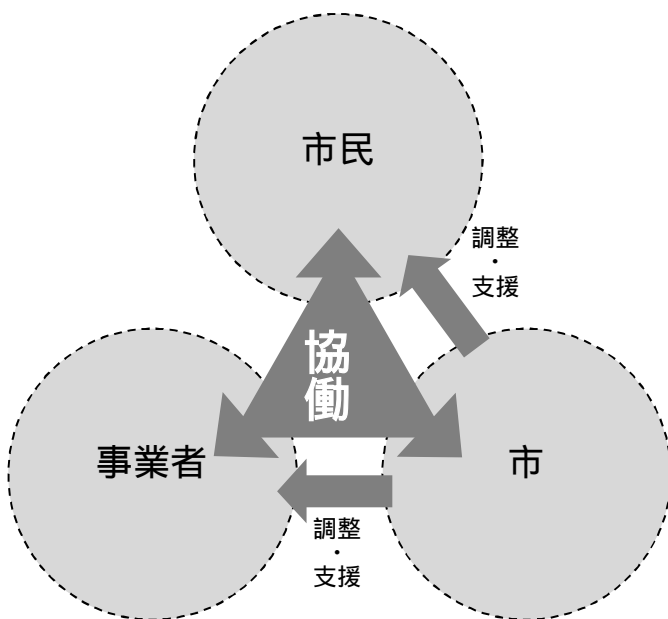
## 2 計画の期間

良好な環境の形成には目先にとらわれない長期的な視野が必要であり、何世代にもわたる長期的な展望のもとに計画を推進していくことが必要です。

そのため、環境保全計画の期間は、将来世代に対して責任を果たすという立場から、21世紀半ばまでとしています。（長期目標）

また、環境保全計画については、平成23年より運用されている本計画の上位計画である宇治市第5次総合計画の目指す理念を踏まえながら、計画期間を平成25年度から令和5年度までとします。（中期目標）

## 3 市・市民・事業者の役割



### 各主体の役割

市民

ライフスタイルの見直しを通じて日常生活における環境への負荷を少なくするとともに、事業者や市と連携・協力し、地域に根ざした環境活動に自ら取り組む。

事業者

環境保全に対する社会的責任を認識し、事業活動における環境負荷を低減するとともに、事業活動で培った力を生かし、地域社会の一員として市民や市と連携して、地域の環境改善に貢献する。

市

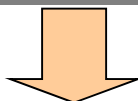
率先して環境保全施策を実施する。また、地域の力を生かし、市民・事業者の自立した取組み意識を育むことで、地域が一体となって環境保全を進めるための、取組み全体の調整や支援を行う。

#### 4 望ましい環境像

下に示す3つの基本的視点を実現するため、将来的な宇治市の環境の目指すべき姿を『宇治の豊かな「歴史・文化」と「自然」を守り育て、将来にわたって安心して暮らせる「ふるさと宇治」』としています。

##### 基本的視点

- (1) 宇治の歴史・文化を豊かな自然とともに守り育て、次の世代へと引き継ぎます
- (2) ライフスタイルを見直し、身のまわりの環境を協働で守ります
- (3) 国際的な動向を踏まえた視点で持続可能な社会の実現をめざします



##### 望ましい環境像

～宇治の豊かな「歴史・文化」と「自然」を守り育て、  
将来にわたって安心して暮らせる「ふるさと宇治」～



##### 基本目標と基本方向

###### 基本目標1. 環境に配慮した安全・安心のまち

- (1) さわやかな空気につつまれた暮らしを守る
- (2) 静けさのある暮らしを守る
- (3) より美しく安全な川をつくる

###### 基本目標2. 豊かな自然とふれあえるまち

- (4) 豊かな自然、生物の多様性を守る
- (5) 豊かな自然環境を活用する

###### 基本目標3. 身近なみどりがうるおう、快適なまち

- (6) だれもが快適に移動できるまちをつくる
- (7) 身近なみどりにふれあえる美しいまちをつくる

###### 基本目標4. 豊かな歴史・文化とふれあえるまち

- (8) 宇治の歴史・文化を守り、活用する
- (9) まち・自然・歴史が調和した景観を守り、育む

###### 基本目標5. 持続可能な社会づくりをめざすまち

- (10) 3Rをすすめ、循環型社会を築く
- (11) 未来のエネルギーシステムを築く
- (12) 低炭素社会を築く

###### 基本目標6. 環境問題とともに取り組むまち

- (13) 子どもたちが環境問題について学び、行動する力を育む
- (14) 地域の力を活かし、環境保全活動に取り組む

# 第 5 章 環境マネジメントシステム

## (宇治市環境アクション)

### 1 環境マネジメントシステムとは

環境マネジメントシステムとは、組織が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための組織内の体制や手続き等の仕組みのことです。

### 2 宇治市の取組み

宇治市では、事務事業の効率化及び省エネ・省資源化などによる環境負荷の低減、環境行政に関する情報公開、職員の意識改革などを目的として、平成 14 年 2 月に ISO14001 の認証を取得した環境マネジメントシステムの運用を開始しました。平成 25 年度からは、宇治市の環境マネジメントシステムが ISO14001 の規格に適合していることを、外部機関の認証ではなく自ら宣言する「自己適合宣言」へと移行しました。

平成 30 年度からは、これまで蓄積した環境マネジメントシステムの成果を集約し、宇治市の独自企画である宇治市環境アクション(通称：UA)に移行しています。

### 3 平成 30 年度

環境宣言(『宇治市の環境』冒頭に掲載)に沿った様々な取組みを抽出し、PDCA サイクルを用いて進捗管理と継続的改善を行っています。すべての所属において、「環境改善アクション」として目標を定め取組を実施し概ね目標を達成できました。また環境法規制の遵守につきましては、一部報告書等未提出の所属があったものの改善の通知により速やかに解消しています。

これらは、環境マネジメントシステムを適切に運用するため、職員への環境研修、環境管理事務局による全体状況把握と公表、マネジメントレビュー(市長による見直し)、監査等を実施し、環境マネジメントシステムが PDCA サイクルを意識した継続的な取組として適切に運用され、維持されていることを確認しています。

## 第6章 環境の啓発

### 1 概要

高度経済成長期に見られた公害問題は、発生源を特定し改善させることで解決の方向へと導くことができたものでした。しかし、今日増加しつつある都市型公害は、生活騒音や生活排水による水質汚濁など、大量消費・大量廃棄型のライフスタイルによる生活型の環境問題が主となっています。

今後の市民生活を環境負荷の少ないものに変えていくためには、市民が現状を認識し、日常から環境にやさしい行動をとっていくことが必要です。宇治市においてはこれらの状況を踏まえ、以下のとおり、環境問題の啓発活動を行っています。

### 2 地球環境保全活動推進事業

アジェンダ 21 では、市民や事業者にもっと近い位置にいる地方自治体による地球環境保全活動の重要性が謳われています。宇治市では、市民に様々な側面から環境問題に関心を持ってもらうよう働きかけています。

### 3 環境啓発活動

昭和 47 年 6 月、スウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して、6 月 5 日が「世界環境デー」と定められました。これを受けて、日本でも 6 月 5 日を「環境の日」、また 6 月を「環境月間」として定め、各種の環境行事が全国的に行われています。

宇治市では、「環境月間」を中心に環境啓発活動を行っています。

表 1-6-1 宇治市の環境啓発活動一覧（平成 30 年度）

|        | 実施日                                  | 場 所                                | 概 要   |
|--------|--------------------------------------|------------------------------------|---|
| 環境展    | 6/4～6/8                              | 市役所 1 階ロビー<br>(市民ギャラリー)            | 地球温暖化の仕組みや省エネルギーなどに関する啓発パネル展示や、家庭の省エネ相談所、ハーブティカフェコーナーなどを開催  |
| 街頭啓発活動 | 6/28                                 | 市内主要駅改札付近                          | 環境啓発を市内主要駅にて実施  |
| ライトダウン | 6/21<br>7/7                          |                                    | 環境省が 2003 年より温暖化防止のため、ライトアップ施設や家庭の電気を消していただくよう呼び掛ける「CO <sub>2</sub> 削減/ライトダウンキャンペーン」を実施しており、平成 23 年度より賛同している。 |
| 環境美化活動 | 7/18<br>9/26<br>11/28<br>1/30<br>3/6 | 宇治川周辺地域・<br>JR 宇治駅・東宇治浄化<br>センター周辺 | 環境美化推進重点地域等において美化活動（ゴミ拾い）を実施  |